

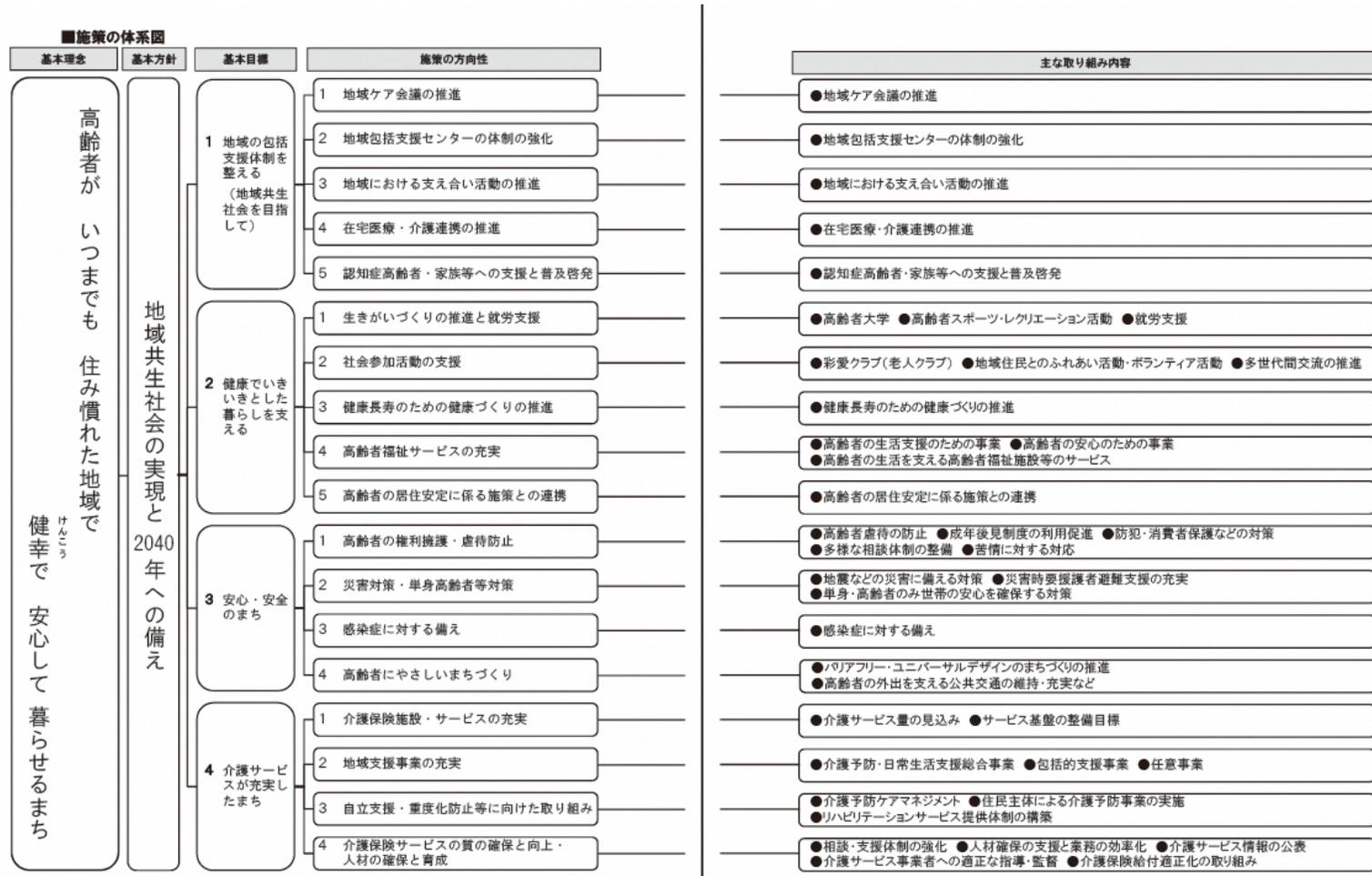
資料3-1 令和5年7月21日  
第2回久喜市介護保険運営協議会

# 久喜市高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画

## 施策体系の修正にあたっての検討資料

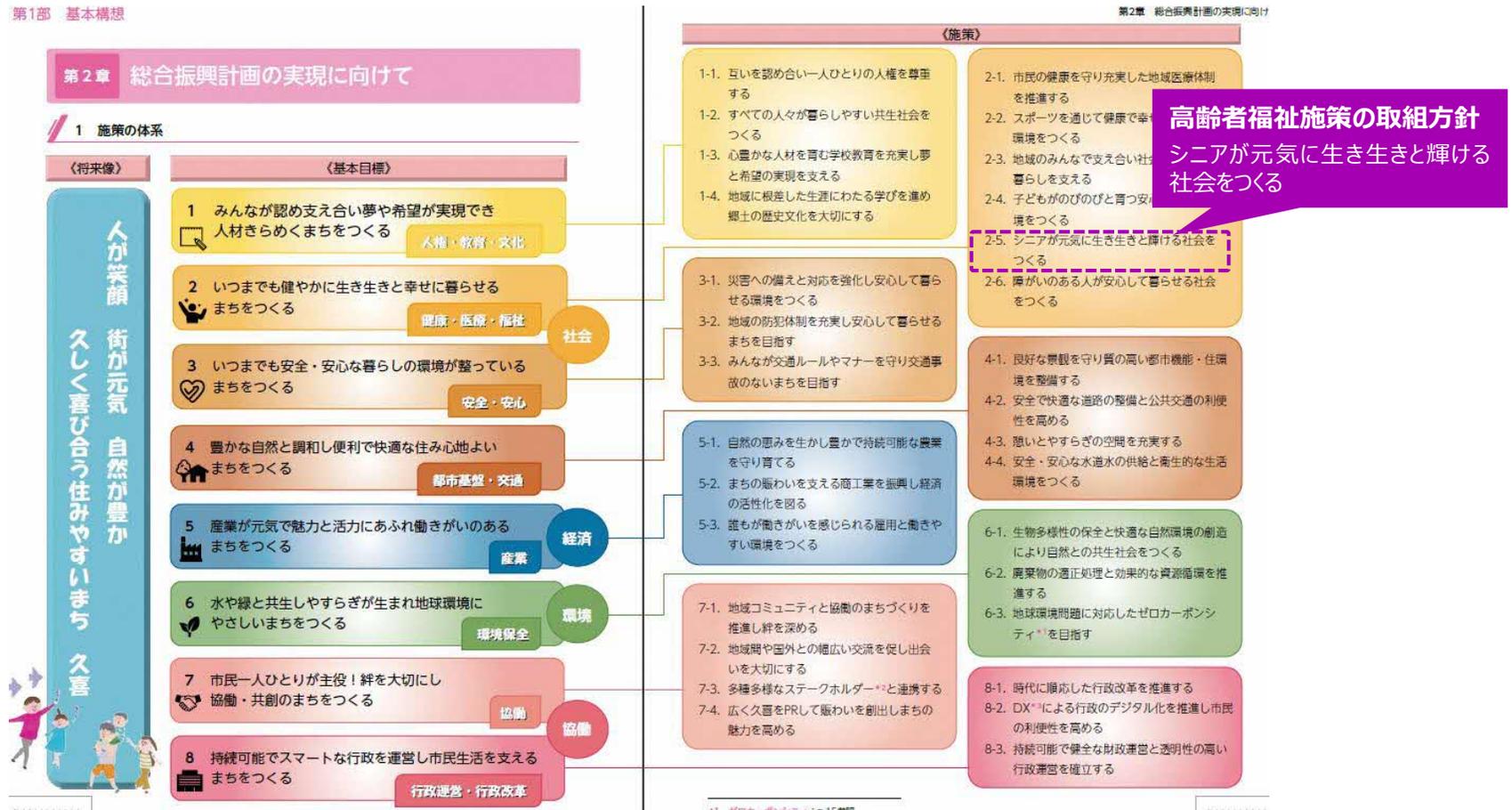
# 第8期計画における施策体系

- 現行の第8期計画における施策体系は以下のとおりです。



# 総合振興計画等の動向

- 最上位計画である第2次久喜市総合振興計画（令和5年度～令和14年度）では、高齢者福祉施策の取組方針として「シニアが元気に生き生きと輝ける社会をつくる」と設定されています。



# 総合振興計画等の動向

- 福祉分野の上位計画である第3次久喜市地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和5年度～令和9年度）では、基本理念を「ともに生き、ともに安心して暮らすことのできる地域社会づくり」としています。
- この計画では、高齢者福祉施策に限定した取り組み方針等は定められていませんが、福祉分野全体として地域共生社会の実現を目指すものとなっています。



# 国の動向

- 厚生労働省が示す、第9期計画の基本的な考え方、見直しのポイント（案）については以下の通りです。第8期計画策定時に示された考え方から大きく変化するものではありません。

## 第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

### 基本的考え方

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

介護サービスの確保と在宅サービスの整備の重要性が論じられている。

### 見直しのポイント（案）

#### 1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
  - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
  - ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
  - ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要
- ② 在宅サービスの充実
  - ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
  - ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

第6期計画以降進められてきた地域包括ケアシステムは継続。

#### 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 地域共生社会の実現
  - ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域住民を地域づくりや日常生活の自立に向けた支援を担う主体として観念することが重要
  - ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
  - ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会的理解を深めることが重要
  - ・ 多様な主体による介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるよう、総合事業の充実化を推進
- ② 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備
- ③ 保険者機能の強化
  - ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

介護人材の確保、介護現場における生産性向上が必要という認識。

#### 3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

# 久喜市における高齢者福祉施策を検討する上での留意事項

## (厚生労働省の動向)

- 「地域包括ケアシステムの深化・推進」は引き続き取り組むことが求められています。住み慣れた地域での暮らしの継続をベースにする考え方に変わりはありません。（＝在宅でのサービス利用が基本）
- 第8期計画策定時の厚生労働省の考え方から大きく変化したことはありません。

## (久喜市の動向)

- 第2次久喜市総合振興計画における高齢者福祉施策の取り組み方針として「シニアが元気に生き生きと輝ける社会をつくる」を掲げています。
- 高齢者実態調査では「自宅で医療行為や介護を受けて生活したい」が40.3%を占めるほか、要介護認定者調査でも「自宅で必要な医療行為や介護を受けたい」が42.1%、「人生の最期は自宅で迎えたい」が39.1%となっており、在宅での生活や最期を希望する人が多くなっています。在宅での生活を可能な限り継続できるよう、介護保険サービス、生活支援サービスの充実を図っていく必要があります。
- 地域共生社会の構築に向けては、高齢者福祉分野の取り組みだけでは不十分であり、障害者福祉、子ども・子育て支援などを含めたより広範な施策の推進が必要です。また、「2040年への備え」についても、介護人材やサービスの確保だけでなく、高齢者による社会参加や介護予防・認知症予防など、高齢者福祉施策を総合的に推進する必要があります。

# 施策体系の修正案

- 現行計画の施策体系を維持しつつ、基本目標 3 と基本目標 4 について、よりイメージが伝わりやすい表現・他の基本目標と比較して統一感のある表現とします。
- 現行計画で設定していた基本方針は削除し、シンプルなものとし、「地域共生社会の実現」は高齢者福祉施策から達成を図る事項として位置付けます。「2040年への備え」は、主に基本目標 4 に掲げる施策の推進を通じて達成すべき事項とし、施策体系では明記しません。

